

危険なブロック塀などの除却を支援します

圏都市計画課(有家庁舎) ☎73-6677

災害時における人身事故の防止を図り、震災に強いまちづくりを推進するため、通学路、避難地または避難路(以下「通学路など」という。)に面するひび割れ、傾きなどがある危険なブロック塀などの除却を行う人に対し、除却費の一部を補助します。

●補助対象者

次のいずれかに該当する人。

- ① 登記事項証明書に所有者として登録されている人(固定資産関係資料を含む)
- ② ①の相続人(ほかの相続人の同意が必要)
- ③ ①または②の人から対象ブロック塀などの除却についての委任を受けた人

※市税などの滞納がある人や、ほかの権利者(抵当権設定者など)から同意を得られない人は対象者となりません。

●補助金の額

除却するブロック塀などの除却に要する費用(解体・運搬・処分など)の3分の2(上限:5万円)。
 ※補助対象者が市区町村民税非課税世帯で、除却するブロック塀などが通学路に面している場合は、除却に要する費用(産業廃棄物積込・運搬・処分費を除く)の全額(上限:20万円)を補助します。
 ※除却に要する費用は、1平方メートルあたり1万円を超えない額と比較し少ない額とします。

●補助対象ブロック塀など

補強コンクリートブロック造、組積造(フェンスそのほかこれらに類するものと混用を含む。)および門柱で、次のいずれかに該当するもの

- ① 通学路などに面して設けられ、かつ、高さが1mを超えるブロック塀などで、ひび割れ、傾きまたはぐらつきなどが認められ、危険な状態にあるもの
- ② 上記①のほか、通学路などに面して設けられているブロック塀などで、倒壊などの危険性により除却が必要と認められるもの

●受付開始日…4月1日(予定)

※受付開始日は予定ですので、まずはこちらをご覧ください。

●その他

- ・現地確認を行いますので、申請前にご相談ください。
- ・事前着工は認められません。
- ・施工業者は解体工事などの登録を受けており、県内に本社を有する法人または県内に住所を有する個人に限ります。
- ・予算額に達した時点で受付終了となります。

住宅性能向上リフォーム支援事業の費用を助成します

圏都市計画課(有家庁舎) ☎73-6677

住宅内での事故を軽減するために、バリアフリー・安全型のリフォーム工事を行う人に対し、工事費の一部を補助します。

●補助対象者

市税を滞納しておらず、市内に住宅を所有し、その住宅に居住している人

●補助対象住宅

一戸建て住宅(併用住宅の場合は、住宅部分が過半以上のもの)またはマンションなどの専用部分。

●受付開始日…4月1日(予定)

※受付開始日は予定ですので、まずはこちらをご覧ください。

●補助金の額

各補助対象工事費の5分の1以内(上限:15万円)

●補助対象工事

バリアフリー・安全型リフォーム工事で、一定の性能基準を満たす工事。ただし、補助対象工事費の合計が50万円以上のものに限り、

●その他

- 施工業者は市内に本社を有する法人または市内に住所を有する個人に限ります。
- ・事前着工は認められません。
- ・予算額に達した時点で受付終了となります。

老朽危険空家の除却を支援します

圏都市計画課(有家庁舎) ☎73-6677

安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化し危険な空家の除却を行う人に対し、除却費の一部を補助します。

●補助対象者

次のいずれかに該当する人

- ① 登記事項証明書に所有者として登録されている人(固定資産関係資料を含む)
- ② ①の相続人(ほかの相続人の同意が必要)
- ③ ①または②の人から対象空家の除却についての委任を受けた人

※市税などの滞納がある人や、ほかの権利者(抵当権設定者など)から同意を得られない人は対象者となりません。

●補助対象空家

次の要件をすべて満たすもの

- ① 市内にある空家
- ② 現に使用していない空家
- ③ 空家の半分以上を住宅として使用していたもの
- ④ 木造または鉄骨造りであること
- ⑤ 倒壊など、周囲に影響をおよぼす恐れがある空家(国が定める老朽度評価点合計100点以上となる危険な空家)

●補助対象経費

次のうち、いずれか少ない額

- ① 解体・運搬・処分に要する費用(業者見積り)の10分の8
 - ② 国が定める標準除却費により算定した額の10分の8
- ※内部不要物の処分費は対象となりません。

●補助金の額

対象経費の2分の1以内の額(上限:50万円)

●受付開始日…4月1日(予定)

※受付開始日は予定ですので、まずはこちらをご覧ください。

●その他

- ・現地確認を行いますので、申請前にご相談ください。
- ・事前着工は認められません。
- ・施工業者は解体工事などの登録を受けており、県内に本社を有する法人または県内に住所を有する個人に限ります。
- ・補助金交付決定を受けて60日以内に工事完了の実績報告書を提出できることが条件となります。
- ・予算額に達した時点で受付終了となります。

耐震診断・耐震計画・耐震改修を支援します

圏都市計画課(有家庁舎) ☎73-6677

①耐震診断

診断費61,500円のうち、41,000円を市が助成。
※市が契約する耐震診断士が訪問し、調査します。

②耐震改修計画

①の結果、危険と判断された住宅の耐震改修計画に対し、耐震改修計画作成費の3分の2を助成(上限:7万円)。

③耐震改修工事

危険と判断された住宅の耐震改修工事に対し、工事費の2分の1を助成(上限:60万円)。

●受付開始日…4月1日(予定)

※受付開始日は予定ですので、まずはこちらをご覧ください。

●必要書類

耐震診断申込書、納税証明書、確認通知書または登記の写し、案内図

●補助対象住宅

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建設された3階建て以下の木造住宅で、申請者本人(市税に滞納がない人)が所有し、住居する住宅。
※平成12年以降に増築された住宅については、補助の対象となりません。

●その他

- 耐震改修工事または建て替え工事の施工業者は、島原半島内の事業所で、建設業の許可を受けた事業所、または建築士が施工管理を行う工事に限ります。
- ・事前着工は認められません。
- ・予算額に達した時点で受付終了となります。